

過半数代表者選挙についてその2

過半数代表者選挙の立候補者が出そろいました。ここからは立候補者による選挙運動が始まり、私たちも誰に投票しようか考える期間となります。

過半数代表者にはどういう人物がふさわしいのか考えよう！

各種労使協定締結をはじめとして、就業規則を作成・変更する時の意見聴取の場で会社に対して意見を述べ、職場で発生している諸問題を議論するなど、労働者の代表として職場の労働者の意思を労働環境などに反映させるのが過半数代表者です。安全衛生に関わる問題を改善要求として会社と対等の立場で真摯に議論を行い、改善につなげていくことが重要になります。

以上のことを踏まえて、誰が職場の過半数代表者（＝労働者の代表）としてふさわしいのかを考えていかななくてはなりません。当然、過半数代表者は会社に対して必要があればしっかりと質問・意見できる存在でなければ意味がないのは明らかです。「名ばかりの代表」ではなく、「職場の安全問題や衛生問題に真摯に向き合い、改善に向けて取り組み、働きがいある職場を目指していくこと」が過半数代表者の役割と言えます。

では皆さん、今の過半数代表者はその役割を果たしているでしょうか。ぜひチェックしてみてください。

法律で決められた代表者選出、だからよく考えよう！



過半数代表者選挙、なんかよくわからないから誰でもいいや…

そう思っている方もいるかもしれません。以前、労働者の過半数で組織された労働組合があった頃は組合がしっかりとチェック機能を果たしていましたし、分会長が代表して会社側とやり取りしていたので別に考えずに済んでいました。しかし現在は私たち一人ひとりが当事者だと考えてください。

「わからない」「誰でもいい」ではなく、過半数代表者とは何なのか、

どうあるべきかを理解したうえで候補者を見極めよう！